

別表

名称	一台当たりの基準 価格（円）	付属品	耐用年数	備考
軽度・中等 度難聴用ポ ケット型	34,200	電池	原則5年	<ul style="list-style-type: none"> ・価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号、以下「告示」という。）別表2に定める修理基準（5）その他（以下「修理基準」という。）の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。 ・ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。 ・平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。 ・重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオチュー、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。
軽度・中等 度難聴用耳 かけ型	43,900			
高度難聴用 ポケット型	34,200			
高度難聴用 耳かけ型	43,900			
重度難聴用 ポケット型	55,800			
重度難聴用 耳かけ型	67,300			
耳あな型 （レディメ イド）	87,000	電池		
耳あな型 （オーダー メイド）	137,000			
骨導式ポケ ット型	70,100	電池 骨導レシー バー ヘッドバン ド		
骨導式眼鏡 型	120,000	電池 平面レンズ		

※ 業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、告示第3項及び第4項に規定された価格の算定方法を準用する。